

申請に対する処分

処分名	特別障害者手当の受給資格認定
根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条5
所管課	市民福祉部福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人(以下のすべてに該当する人)

- ア 20歳以上で重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人
- イ 身体障害者療護施設や特別養護老人ホームその他これに類する施設に入所していない。
- ウ 病院や診療所に継続して3か月入院していない。

(2) 申請の方法

特別障害者手当認定請求書、特別障害者手当所得証明書、特別障害者手当所得状況届、診断書、住民票謄本を福祉政策課に提出する。

(3) 許認可等の要件

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項に定める程度の障害があること。ただし、受給資格者および配偶者の前年の所得が政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給停止となる。

2 標準処理時間

60日